



議会広報

積丹町

第66号

平成28年12月

議会だより



イカ漁で賑わう美国漁港 -11月14日-

— 内 容 —

- ◇平成28年第3回積丹町議会定例会
一般質問
- 「積丹町にしかないというモノ」について
- 地方創生推進交付金事業について … 2～8
- 児童のいじめと自殺等について …… 9～11
- 場面緘黙・言語障害について …… 11～15
- 福祉避難所について

- ◇議会の主なる動き …………… 15
- ◇議員全員協議会 …………… 16～17
- ◇議会一口メモ …………… 17
- ◇平成28年積丹町議会・委員会出席状況 …… 18
- ◇編集後記 …………… 18

発行 積丹町議会
編集 議会広報編集特別委員会

平成28年第3回積丹町議会定例会

平成28年第3回積丹町議会定例会が9月13日に招集され、報告1件、議案3件、意見案1件が審議され、同月14日に閉会しました。

一般質問

記載の一般質問は要約しています。

◎「積丹町にしかないというモノ」について

◎地方創生推進交付金事業について

岩本 幹児 議員



最初に「積丹町にしかないというモノ」という題目について、積丹町にある神威岬、積丹岬、黄金岬をはじめとするすばらしい海岸線の自然景観、「シャコタンブルー」

しかないというモノ」は何かあるのでしょうか。私には、すぐに思いつきませんが、ありましたらお示しください。

積丹町は、急激なスピードで少子高齢化、人口減少が進んでいます。その流れを止めることは無理だとしてもこのスピードを緩めることは可能です。「積丹町にしかないというモノ」が人を引きつけるし、逆にそれがなければ人はどんどん出ていきます。そこで、私がかねがね決して大きな施策でなくともよいから積丹町独自の施策の実行の必要性を何度となく質問してまいりました。「定住、移住対策」「子育て支援対策」「観光振興対策」「産業育成対策」「高齢者自立生活支援対策」等々「積丹町にしかないというモノ」を発想し、取り組んでいく姿勢が今後ますます大事になるのではないのでしょうか。そして、それが「小さくてもキラリかがやく町づくり」へと結びついていくと思いますが、町長のお考えを伺います。

次に、地方創生推進交付金事業について、「地方創生先行型交付金」「地方創生加速化交付金」に続く今回の「地方創生推進交付金

（新型交付金）」を活用して積丹町は主なる事業の一つとして「積丹GIN（お酒）の開発」を目指し、旧積丹牧場の活用農地区画測量調査などを計画していますが、積丹町はその先にとのようなものを描いての調査なのでしょうか。「積丹GINの開発」に本気で取り組みようとしているのでしょうか。旧積丹牧場をどうにかしたいという気持ちはわかりますが、地域の現実とかけ離れてはいないでしょうか。交付金がなくなったとしても、積丹町として継続してやっていける事業だとお考えなのでしょうか。今回の地方創生推進交付金についても本質的には国が査定し、自治体が自由に使える資金ではないと思うので、どうしても交付金欲しさに国にすり寄りがちになるのはわかりますが、地域の現実とかけ離れそうになる危険性を指摘する声もございます。「マッサン」の余市ウイスキーにあやかろうという気持ちもわかりますが、「積丹GIN」の夢を実現したいと本気で考えているとしたら、原料はどうするのか、施設はどうするのか、製品の販売はどうするのか等々超えなければならぬハード

ルは数多くあります。私は、事業をやるなどは決して言っているのではありません。その危うさを心配しているのです。事業をやる気でやるのであれば、国に負けないぐらいの気概と覚悟を持って取り組んでまいらなければモノにはならないと思いますが、町長の考えを伺います。

松井町長答弁

1点目の積丹町にしかないものについての私の認識についてですが、さまざまな行政施策において大きな施策でなくとも、独自の施策を発想し、取り組んでいく姿勢の重要性は私も異論ありません。積丹町誕生60年間の行政施策の歴史の中では、国全体の社会経済環境が変わり、国民生活水準も向上し、その時代の多くの課題解決を目指す努力や国・道の多様な政策が変化する難しい時の情勢に左右されながらも、私はそれなりに克服する努力がこれまでも行われ、そうした施策も決して少なくないのではないかと思います。

一つ一つは申し上げませんが、例えば平成24年4月から積丹町は大きな転換期を迎えたものに国の

制度を活用した地域情報通信格差対策事業がありました。そのままの状況ですとテレビの視聴ができなくなる、町民への防災対策上の情報伝達手段もない。ブロードバンドをどんな地方にあつても活用できるようになど、3つの課題を解決するために、約10億円を投じて実施しました。今も1日3回流れるIP電話からの情報提供などは、全道的かつ後志管内においても数少ない施策の一つだったと考えます。

しかし、積丹町独自の施策を実現するうえでの共通点としては、その時々町の財政事情を反映して、少しでも高率の補助金や良質の地方債が充当できる国、道の支援事業を選択して実施せざるを得なかった実情、またその条件を満たし得る限定的な支援施策事業を選択せざるを得なかったことなど、結果としてご指摘のような町の独自性を発揮できる施策事業の取り組みが必ずしも多くなかったのではないかと考えますが、当町の財政力、財政構造の推移等から見れば、今現在も決して否定はできないと思っております。そうしたこれまでのさまざまな行政施策の

経緯や実情を教訓としながらも、現状の人口減少をはじめとする厳しい状況や危機感を直視し、それを乗り越え、具現化する方策の取り組みとそれらの課題等の存在について、議会と町民の皆さんとともに共有しながら、新しい国の地方創生の理念に沿って、積丹町独自の施策を発想し、取り組んでいく努力の重要性はますます増してきておりますし、その努力は今後も惜しんではならないと考えます。そうした認識に立ち、昨年度我が町では地方創生総合戦略を策定し、4つの基本目標を掲げました。



▲旧積丹牧場での馬放牧によるGIN用ボタニカル圃場の整備

特に基本目標の2つに、地域資源を生かし、新しい人の流れをつくる施策の具現化を目指すとしております。具体的には、地域資源の発掘あるいは未利用、低利用の公共施設等々の活用策を探るための可能性調査を主眼としてリアクト（P・Rリーフレット）を作成しました。そして、この中に6つの可能性のある戦略プロジェクトと、その課題を載せてあります。私は町外の産学、あるいは関係機関、そして積丹ファンとしてこれまでも長く積丹町の立地に大きな関心を寄せていただいている専門的な方々のご提言などを参考にしながら、2つの地方創生関連プロジェクトを構想して、国へ要望を行ったところです。結果として、積丹町の独自性や先駆性、官民連携の可能性等々を秘めたプロジェクトとして期待できるとされ、採択された経緯にあります。ぜひこれを機会に積丹町独自の知恵を結集したプロジェクトとして、事業化への階段を1歩ずつ上れるように努力してまいりたいと思います。

また、その場合におきましても町内の産業経済団体間の一層の連携強化と産学官、関係機関や関係

市町村との信頼関係の構築による広域的な連携の中で、当町の立地や歴史を最大限活用した特色ある施策づくりへの知恵の結集を一層努力していかなければならないものと考えます。一方におきましては、財政の健全性の維持、行政公共サービス水準の維持向上、町の振興、地域の活性化という当町の3つの現状課題の克服と両立の大切さについての認識を共有するということの基本にしなければならぬと思います。その上で、地方創生を核にした町づくり施策の計画的着実な実現に向けてこれからも町民の皆さん、議会、行政を挙げて力を結集して取り組む努力が必要であると考えています。

次に、2点目の地方創生推進交付金事業についてのご質問の1つ目の婦美地区、旧積丹牧場農用地確定測量調査を行った先にどのようなものを描いているのかについてであります。積丹の気候風土を生かしたスピリッツ開発によるしごと創生事業の趣旨は、積丹町の気候風土や豊富な農水産資源を活用し、特にジンに適した積丹町の野山に自生する植物、種を活用した蒸留酒、いわゆるオリジナル

のジン開発を目指してはどうかという趣旨であります。そして、ジンに適した食べ合わせ食材（マリアージュ）の開発を目指してはどうか。そのために、市場流通調査や特に重要なジンの香りづけの原料となる植物（ボタニカル）の植生調査、また旧積丹牧場の農用地を道産馬により低コストで圃場整備を目指すことによって、このボタニカルの栽培試験調査が可能ではないか。また、マリアージュ食材開発につきましても、既に積丹町ではさまざまな水産加工品等々があるわけですが、その組み合わせなどの事業化を探っていく調査などを目指しています。道産馬を活用した乗馬等の体験型観光牧場としての整備の可能性をもちあわせて検討したいという趣旨です。特にジンの特色は、それぞれの地域や世界的にも自生、あるいは栽培されている植物の特性を生かして香りづけの原料にするということが蒸留酒、ジンの特徴であると言われておりますので、私どもが日ごろ見慣れている植物であっても、専門家から見ればこれがジンの香りづけになる植物だということがこの一連の調査の中から初めてわ



▲馬とのふれあい教室（体験型観光牧場の可能性調査事業）
— 美国小学校・10月11日 —

かってきました。また、この可能性調査の検討を進めるために、町内外の専門的な関係者を含む産官学等の連携組織を発足して検討することにしております。

なお、農用地確定測量調査につきましましては、ただいま申し上げましたようなジンの香りづけ等に使う植物の栽培の可能性を探るための農用地として使用するエリアを旧積丹牧場としていますが、この土地と隣接する民有地との境界を明確にするための測量調査です。これは、町が直営で職員が自ら取り組みでできる調査事業でありませんので、町が民間へ調査事業を委託して実施するうえで、地籍調査が実施されていない地区であり、農用地でありますから、この機会に本調査事業に供する町有地としての民地界、地籍の確定化を図り、調査事業の円滑な実施に役立てようとするものです。

2つ目の積丹GINの開発に本気で取り組もうとしているのでしようかについてですが、前段申し上げたような可能性調査により、事業化に向けた方策や体制づくりなど、その具現化のための課題等が明らかになってまいります。それらを踏まえた民間事業者等の参画が得られるのであれば、ぜひ国の地方創生の趣旨に沿った官民連携による取り組みを時間をかけながらも推進してまいりたいと考えております。

3つ目の旧積丹牧場をどうにかしたいという気持ちはわかるが、地域の現実とかけ離れてはいないか、また4つ目の交付金がなくなつたとしても、積丹町として継続してやっていける事業だとお考えかどうかについてであります。今年度からの国の地方創生推進交

付金制度は、法律補助事業として

少なくとも5年間制度が続くことになっております。そして、新たな国策としての地方創生政策は人口減少社会の到来に対する危機意識を国、地方、民間、大学などが、地方の創生は日本の創生でもあるとの認識のもとに、地方が自ら課題を分析し、自ら戦略を練る必要性を趣旨としているところです。

その戦略、いわゆる知恵集めの結集の実効性を上げるために、自治体との信頼関係を構築でき得る町内外の産学官などの連携により、これまでであれば行政主導型、あるいは企業主導型いずれかで行われてきたこの種の事業を、これらとは異なる町内外の官民協働型による事業化を目指すことが望ましいとする政策でもあります。したがって、従来、国からの支援策としては、こうした知恵集めあるいは可能性調査の段階での地方支援策、いわゆるソフト事業支援策というものは極めて少なかった経緯から考えますと、そうした知恵集めや可能性調査に係る経費の財源捻出については、自主財源の乏しい当町としてはその活用のチャンスは私はずいぶん少ないか

と考えたところです。

5つ目の積丹GINの夢を実現したいと本気で考えているとしたなら、原料はどうするのか、施設はどうするのか、製品の販売はどうするのか等々越えなければならぬハードルは数多くありますと、この指摘についてであります、ご指摘の趣旨は私もそのとおりであると思っております。

議員から3点示されましたが、これらにつきましては事業化モデルの検討事項として、これからの可能性調査の中で明らかにできると考えております。

6つ目のやるのであれば国に負けないぐらいの気概と覚悟を持って取り組まなければ物にならないと、この指摘についてであります、私は国の一連の地方創生対策交付金は、従来の各省庁の補助金と違い、補助金制度メニューの中から私どもが選ぶ、また当てはまるかどうか、国がチェックするというものでなく、国が期待しており、すの、中央省庁が思いつかないような地方独自のプロジェクト事業を対象にしたいというところにその違いがあります。確かに事業計画の熟度の可能性を問う計画づ

くりの要件は決して低くはありませんが、それぞれの地方や市町村の知恵、アイデアの官民挙げての結集とその熱意が試されていることも明らかです。そうした意味におきまして、地方の振興や活性化など地方の創生のための自らの課題克服の戦略を官民連携で練り上げる段階での支援政策、これが地方創生関連の交付金制度でありますので、こうした国の制度をいかに全国の地方自治体が有効に活用するかが問われているとも考えます。したがって、本町の関連の取り組みにつきましても、産学官の関係者、あるいはまた積丹ファン、のさまざまな方々との信頼関係の構築とその醸成に一層努めて、そういった方々との連携を十分図りながら地方創生関連事業の推進に、これからの努力をまいりたいと考えております。

なお、一連のプロジェクト事業の今年度の進捗状況につきまして、町からの委託調査業務等に高い関心を寄せられ、参加されている民学等の専門的な方々が多数おり、一部はリアクトの中にも紹介されておりますので、こういった方々の紹介を兼ねて、議員の皆さん

方のご理解を深めていただく機会を今後適宜に持たせていただき、ご理解とご協力をお願いしたいと考えてます。

再質問

まず、1問目のほうですけれども、今回の「まち・ひと・しごと創生法」は平成26年度に成立し、既に2年間ほど経過したのですが、世の中の情勢を見ますと、しからばどうなのかというところ、むしろ相変わらず東京一極集中は加速し、この法律ができる前よりもむしろ加速しているのではないかと。地方創生を取り巻く現状は大変厳しい状況にあると思います。「地方が発想したものを国が支援する」という地方創生の施策へはむしろ逆行し、ちょっと悪い言葉かもしれませんが、金太郎飴国家が進んでいるのではないでしようか。積丹町の資料を見ても、ただいまいろいろと町長の苦しい答弁をお伺いしましたけれども、積丹町の現状も十分わかりますが、国の施策に右へならえの施策ばかりではないかと思えますが、町長はどのように考えているのでしょうか。そうでないと考えたら、国の施策とはここが違うという点

を答えられる範囲でお示しいただきたいと思います。

それから、2問目の地方創生推進交付金事業についてですが、以前に町側からいただいた資料を見ますと、要するに創生交付金事業についてはKPI（重要業績評価指標）の明確な目標を国から求められていると思いますが、その辺は先日いただいた資料のほうに本事業におけるKPI（重要業績評価指標）そのところの試作品、積丹GINの開発、本年度は1件、これはこの活用農地区画測量調査だと思っております。そうすると、この事業は先ほどの町長の答弁にもありました、複数年度5年以内を対象とすることにより自治体が安定的、継続的に事業に取り組むことができる。完了時期が平成32年3月ですけれども、これは5件となっています。当然国にこの事業計画を出すときに、KPIはこのようになりますと出しているはずですよ。どういう項目で出したのか教えてください。この5件、どういうように出したのですか。まず、それが1点と、それから積丹町の総合計画との整合性はどういうようになるのか。町の考

え方は5年間ぐらいこの事業を続けていくわけでしょう。やりたいと思っているのでしょうか。今年1年ではないでしょう。場合によっては、総合計画を見直ししなければいけないのではないですか。そこまでの大きな事業だと思っていないのですか。

それから、先ほどの答弁なのですが、私の認識とちよつと違うのです。町長は、地方創生推進交付金、従来の補助金とは違うとおっしゃいましたよね。これ従来の交付金とどこ違うの。従来の補助金は、補助金適正化法に基づいて国の制定した範囲を逸脱することはできないと。今回の交付金というのは、本質的に国が地方を査定して出す特定目的補助金にすぎないと。これをやるとなったら、どこまでもこれをやっていかなければいけないのだと。ほかのものに運用なんかできないのだ。ジン開発ならジン開発で一生懸命やっていかなければ、そういう補助金だと。当然もう従来の補助金にすぎないのだと、私の認識はそうなのです。だから、その辺は町長の認識では従来の補助金と違うと言ったのですが、私は従来の補助金以上国の

縛りが強くなって、何ら変わる補助金ではないと思うのです。私の調べ違いかもしれない。町長が正しいかもしれない。その辺についてはどう思っているのですか。

町長再答弁

この地方創生の国の政策自体、従来の政策と何ら変わらないのではないかとすれば、積丹町のやろうとしていることは国に右倣えしているのではないかとのご指摘についてありますが、私は非常に自主財源が乏しい状況下では、国の制度を有効活用することを基本にしなければ何もできないと考えます。現実の問題として、積丹町は地方戦略を立てながらも何もやらないのであれば、その地方戦略は何だったのか。しかし、一方では、その戦略を具現化するにはどうしても財源が必要になるわけで、この点についてはぜひご理解をいただきたいと思います。

従来の補助金と変わらないのではないかとというご指摘であります。が、今回の地方創生交付金の対象は基本的にはソフト事業です。つまり可能性調査、調査研究のようなものに充当できるというのは、私は極めてまれだと捉え、一方で

は、町が抱えるさまざまな課題として、資源や遊休施設、低利用施設もあり、議員の皆さん方からもこれまでも、その活用策のご指摘をいただいているところです。それらを具体的にどうするのかという点についての調査研究のための財源捻出は非常に厳しいという現実があります。そうした意味からも、従来はそうした支援制度はありませんでしたので、私はその点については非常に価値ある制度だと思っております。

ただ、交付金の計画を審査する側は国でありますから、ある一定の要件は必ず出てまいります。それは、議員協議会等々で説明しておりますように、7つのうちの特に3つの要件があります。私どももそれらをクリアするような努力はしなければならぬと思っております。私は、ぜひその点につきまして後志管内の各町村の本交付金の活用状況などの事例を知っていただき、役場を挙げて取り組んでいる当町職員の努力の姿勢もぜひご理解いただきたいと思います。次に、推進交付金事業のKPI、重要業績指標についてですが、今の段階で国に提出しているものは、

岩本議員が先ほどお示しし、すでに議会にもお示ししている資料の本事業の重要業績指標、KPIのとおりです。

町総合計画との整合性についてであります。地域の活性化、町の振興、言いかえれば私は地方の創生は、積丹町の創生だと考えます。したがって、地方分権の趣旨からしても町の総合計画に勝るものはないという位置づけであり、総合計画の中で全く当てはまるものがないということはいいと思っております。ただ、地域資源の開発可能性調査など名称が違っていてもいずれかにあてはまると思っておりますし、可能性調査が進んで、総合計画の実施計画、基本計画の中に個別の事業名で位置づけられなければならないときが来れば、私はそのような手続をしていけばよろしいのではないかと考えています。現在の総合計画は、構想、基本計画、実施計画で構成していますが、その見直しの年度にも当たっておりますので、この調査事業が総合計画の実施計画に掲示するような段階に来ているのか、あるいは地域資源の活用調査という事業名でいいのかどうかも含めて

検討してまいりたいと思います。

従来の補助金とどう違うのか、適正化法との関連についてであります。28年度から地方創生推進交付金も地方再生法に基づく補助金として位置づけられましたから、それに位置づけられると思っております。特定目的であるとしても、補助金の運用上の弾力性というものがあるわけでありますから、私は地方創生推進交付金の趣旨からいっても、他のハード事業の補助金と比べて、それなりの弾力性のある運用がなされなければなりませんし、もしそうでないとするならば、私どもも要請活動等をやつていかなければならないと考えます。

再々質問

これで3回目です。で、答弁漏れのないようにお願いします。要するにKPI（重要業績評価指標）の設定が求められているのでしよう。明確な目標を出してくださいと求められているから、町は、本年度は1件、そして事業完了時の平成32年3月まで5件、この5件をどう出したのか教えてくださないと、当然夢ある対策だからいいことを出したのだ。この5件、どういうことで出してこ

の交付金の交付を受けたのですか。5件はつきり教えてください。

それから町長が従来の補助金と違うとおっしゃいましたので、私もどうかと思つたのですが、今の答弁では特定目的の補助金にすぎないということで、当然国が地方査定するわけです。だから、そこでもう一回確認ですが、当然のことながら、これは補助金適正化法の適用を受けるのでしょうか。それをまずはつきりしてください。これ2回目のときの質問の答弁漏れです。

そして、第1問目、ともかくにも、いよいよ各地方自治体の腕の見せどころがやってきたと思います。言葉をかえて言えば各地方自治体によってやる気のある自治体と旧態依然とした自治体とでは格差が拡大していくことになるだろうと思います。自治体間の競争が激しくなると思いますが、過剰に意識する必要もないと思います。積丹町には積丹町の身の丈に合った生き方があると思います。だからこそ、先ほどの町長の答弁である程度理解できましたが、小さな施策でもよいから、「積丹町にしかないというモノ」を一つでも二

議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。詳しくは、議会事務局にお問合せください。電話：44-3380



つでも見出して、この厳しい時代の流れの中で積丹町の生き残りを図っていかねければならないのではないかと思いますけれども、町長の考え方を再度伺います。

それから、KPI（重要業績評価指標）は「事業管理から事業評価へ」という業績評価が最も進んでいるイギリスの業績評価制度を参考にしたものと言われております。

結局イギリスもこの制度を自治体の自主性を奪うものとして廃止し、業績評価を各自治体に任せることに転換したということで、地域の自治力を引き出すより、ともすれば先ほども言ったように現実味を欠いた政策が走り出す危険性があると言われております。「積丹GINの開発」を手がけるのであれば、いま一度現実的な計画かどうか立ち止まって考えてみる必要があるかとは思いますが、町長の考えを再度伺います。

町長再々答弁

1つ目のKPI指標の本身は何かということですが、岩本議員もお持ちの計画書に添付されている新規事業件数、試作品の開発、試作品マリアージュの開発、交流人口、観光客の増、



▲積丹GINプロジェクト中間報告会及びマリアージュ交流会（11月20日）

これが全てです。

2つ目の地方創生推進交付金は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に該当する事業かにつきましては、そのとおりです。

生き残りをかけてやるべき独自性につきましては、先ほどもお答えしましたように、私もさまざまな事情が許すのであればもっとスピード感を持って取り組んでいくことの必要性については十分理解できます。しかし一方で、何度も申し上げたように、仮にこのような可能性研究調査をやるとしても、現在の町の財政事情の中で一般財

源をもつて実施することについては非常に難しさがあるということを経直に申し上げざるを得ないと認識しております。したがって、さまざまな補助金には制約があることも事実であります。私は最大限にとつてそれらを活用して可能性を追求していく、そして、事業化を目指すための努力をしていく。そのことに尽きると考えます。現在国の地方創生に沿った全国1,700自治体の一つとして、総合戦略を立てているわけであり、それは町の総合計画にも連動していることでもあります。町の総合計画の着実かつ計画的な実施、推進とイコールになるわけでありますから、そのような考え方で努力してまいりたいと思っております。

最後のジンの開発についてであります。先ほど申し上げたようにジンという蒸留酒をつくる上で一番ベースになるのは、それぞれの地にジンをつくるための香りづけになる色々な植物を活用して特色のあるお酒をつくることの可能性を追求することでありまして、この調査をやった結果、事業化に向けてどういう課題がある

のか、どのような事業計画が考えられるのか、仮に何千リッターつくるとすれば、どれぐらいの施設建設費、運営費がかかって、その資金調達はどうか等々含めて、今始まったばかりで、それはまだ見えないわけでありますから、調査事業をやることによって少しでもそれらの把握ができるようになると思っております。この点については先ほども申し上げたように、この事業の進捗状況について議員の皆さん方に今この事業にかかわっている町外の関係者の方々と、私からご紹介しながら、そうした方々の積丹町に寄せる熱い思いも十分お聞きいただきながら、またジンとはどういうものなのか、どんな種類があるのか、どんな飲み方があるのか等々も含めて、議員の皆様方にもご理解いただくような機会をぜひ設けさせていただきたいと考えております。今、可能性調査が始まったばかりでありますから、立ち止まるということにはならないと考えておりますので、ぜひご支援、ご協力をお願い申し上げます。

◎児童のいじめと自殺等について

田村 雄一 議員



文部科学省から各市町村の教育委員会に対し、児童生徒の自殺予防に係る取り組みについての通知が出されています。積丹町の自殺予防についての取り組みを伺います。

次に、児童の自殺はいじめが原因で自殺に至ったケースが多く見られます。いじめの根源について、教育長はどのように考えておられるのかを伺います。

十河教育長答弁

1点目の児童生徒の自殺予防に係る積丹町の取り組みについてですが、議員ご指摘のとおり平成28年7月8日付で

文部科学省から各都道府県教育委員会へ児童生徒の自殺予防に係る

取り組みについての通知があり、さらに同年7月15日付で北海道教育庁学校教育局参事から各市町村教育委員会教育長に対して通知があったところです。通知の内容は、

内閣府作成の平成26年度の自殺対策白書においては18歳以下の自殺は8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて急増するということが示されていることから、学校としての組織体制の整備

や学校における早期発見に向けた取り組みや学校内外における見守り活動の強化などについてであります。積丹町教育委員会では、同通知を各学校に周知し、長期休業明けの児童生徒の見守りなどについて指導するとともに、北海道教育庁との連携のもと、学校や保護者への自殺予防に係る周知、啓発の実施や学校の教育活動全体を通

して、特に道徳教育において人の命の尊さを理解させる指導を行うことや教職員全員が児童生徒の日常の変化やサインを注視すること、児童生徒の悩み相談などに対応する校内体制づくりを行うことなどを学校に対して指導しているところです。

また、各学校においても児童生徒指導委員会等を設置し、児童生徒の悩みや教育相談に応じたり、あるいはスクールカウンセラーを活用したり、夏季休業中の規律ある生活指導、野外活動、ボランティア活動等の奨励、そして日常の児童生徒の様子を注視、把握して行動の変化が見られた場合、保護者との連携と教職員の情報の共有に努め、児童生徒の万が一の事態が起らないようにと指導しているところです。

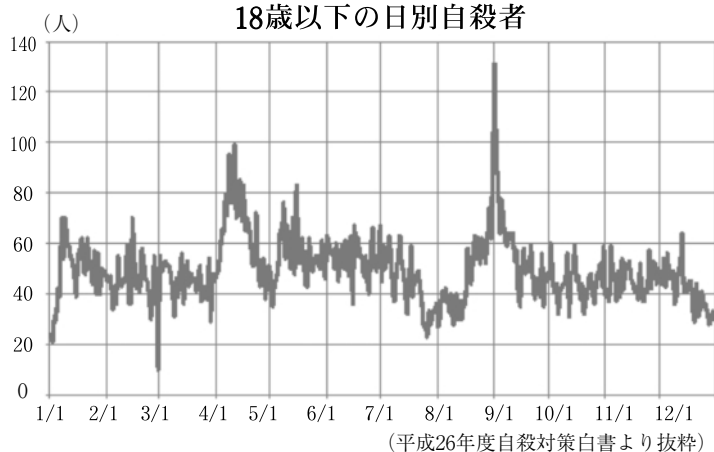
次に、2点目のいじめの根源についてどのように考えているのかという質問ですが、いじめの根源についてはいろんな見方があります。その中で1つ申し上げますと、先ほど自殺予防の取り組みの中で申しましたが、人の命の尊さということを理解できているかということだろうと思います。人の命の

尊さを理解することができれば、必然的に他人を思いやる気持ち芽生え、いじめはやってはいけないことだと理解できるのではないかと考えております。

再質問

休み明け、特に多いということで、それに合わせて文科省から通知されたのだと思いますけれども、青森の女子中学生、そしてまた埼玉では15歳の子供ですが、川原でのいじめの事件などもありまして、これは通知や指導が

18歳以下の日別自殺者



あるないにかかわらず、常に頭の中に入れて活動していかなければだめな問題だと思います。

私、以前議会のときに命の尊さを話したあとに、相模原の事件が起きましたよね。19人です。四十数名を刺して19人。それで、命の尊さということで、私は話ができる機会があれば小学校の入学式にお話ししています。生まれた家も違うし、日にちも違う、今年生まれた皆さんの一人一人の違い、泣いてばかりの子、太った子、元気な子、その子供たちが家族や保護者の皆さんに守られて、ようやく1年生になったときに、泣いてばかりの子が歌が上手になった、いつも手足を動かしている元気な子、スポーツとても上手になった、もつともつと頑張ろうねと、皆さんの一人一人の違いをお話した。1年生の子供に、私わかると思っていまへせん。上級生や保護者だったらわかつてくれると思ってお話しています。2回目ときは、1年生に上がったとき、生まれたとき、おっぱいも飲めない。みんなに守られて、誰もいなければそのまま大きくなれないのだけれども、お母さんにだっこしてもらっ

て、そして抱きかかえられておっぱい飲ませてもらって、その間病氣もしただろうし、事故もあっただろうし、よく乗り越えて1年生になったことは奇跡なのだというお話しをしているのです。そういう今いることを奇跡と、例えば小学生でも中学生でも感じてくれたら、私はいじめることなんかできないような気がするのです。生まれた場所と自分と違うこと、例えば障害があったって、それは障害ではなくて個性じゃないですか。今パラリンピックやっているとありますが、障害者のスポーツと言うのだけれども、パラリンピックのプロモーションビデオ見たことがありますか。すばらしいです。我々以上です。手がなくても足がなくても、私たちより頑張っています。そういうことを常に私たち、保護者の方々が見ていたら、私は防げるのでないのかなと思っっているのです。教育長は、そういった命の尊厳と、そして成長過程の奇跡的な問題と、そういったことに対してどのようなにお考えですか。

教育長再答弁

議員ご質問の命の大切さをどのように、どうい

う段階で教えていくのかということだろうと思いますが、子供たちには、小学校1年生から中学校3年生まで約9年間にわたって義務教育が行われておりますが、当然小学校1年生と中学校3年生では成長段階も大きく違いますので、それぞれの子供たちの成長段階、発達段階に応じて教えられること、学べべきことをきちんと学校でも考えながら取り組んでいると思います。

以前の質問にもあったかと思いますが、例えば小学校ですと学校で生き物を飼育する中で命の大切さを教えたりということもあるでしょうし、中学校段階になりますと、例えば家庭科の授業で乳児をあやしたりとか、体験的に学ぶことを通じながら、先ほど議員がおっしゃったような子供が赤ちゃんとして生まれて、大きく育つまでに大変な苦労があったことをその中で体験的に学んでいくのだろうと思っております。ですから、子供たちはそうした成長段階、発達段階に応じて学んでいくことが必要だろうと思います。

再々質問

日々わかつていても

何も暮らしていれば、いいと思いますか、私のところにも聞かえてくるのですけれども、今現在あの子と遊ぶな、あそこの家に行くな、保護者なのか、周りののかは別として、そういうような話が聞かえてくるのです。私は、寂しいことだと思ひます。では自分ができること何だろう。少しでも改善のためにどうしたらいいのだろうと考えればいいのですけれども、なかなか人間というのは私も含めて忘れ、知らず知らず傷つけることもあるのだと思うのですけれども、そういう状況だということをまず覚えておいてください。

そして、ある都道府県が4県、5県共同で標語をつくって啓発したりしている県もあります。北海道は広いですから、北海道単独でもいいのでしようし、町単独でもいいのでしようけれども、皆さんの心配事あったら相談していただけるような、そういう目で見てくれるという安心感を与えてあげることでできればなと思ひます。

それで、私小学校の入学式のときの話先ほどしたのですが、最後に困ったことあったらおじさんに言っってくださいと。体を張って

だと思えますので、どうか文科省の通知云々ではなくて、常日ごろから頭の中に入れておいて、一番大切なところというのは生まれてきてこうして生きていることを普通ではなくて、奇跡で今生きさせていただいているというところだと私は思いますので、そういう思いで子供たちを遠くから近くから寄り添って、見てあげていかなければだめではないですか。

教育長再々答弁 議員ご指摘の

ように、知らず知らずのうちに傷つけることもあるというのはまさしくそのとおりだろうと思います。先ほどよその県では標語をつくったりしてということでお話ございましたが、北後志の町村とともに社会を明るくする運動の中で、小学生や中学生に対して作文や標語の募集をしております。こういった活動も地域を明るくするということに役立っているのではないかと。また、それぞれの地域でちょっとしたことがきっかけでいろいろな気づきにもつながっていくのかと思っております。また、先ほどのお話の中で、困っている子供たちがいれば、支えてあげる、ある

いは背中を押してやるといったことも大切だろうと思います。学校は学校の役割、家庭は家庭の役割、そして地域は地域としての役割といましようか、支えてあげることが必要だろうと思います。地域だけが頑張ってもよくはなりません。学校だけが頑張ってもよくありません。やはり学校と家庭と地域、それぞれがお互いの立場を踏まえつ

つ、連携しながら取り組んでいく必要があるだろうと思っております。とにかく命というのは一番大切なことですので、こういったことはもちろん忘れてはなりませんし、指導の根底にあるのもこういったことだと思つて学校では指導していると思っております。今後とも議員始め地域の方々にもそういったことをどんどん広げていただければと思っております。

◎場面緘黙・言語障害について ◎福祉避難所について

笹山 義治 議員



1つ目に、場面緘黙、言語障害については、知能や聴力に問題がなく、言葉を話す力もある子供な

のに、ある特定の場面だけ話せなくなる現象です。子供が自宅では家族と問題なく会話していても、幼稚園や学校など家の外では全くあるいはそれほど話さなくなるという例は多いそうです。また、言語障害についてですが、発音が不明確であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーション

ションが円滑に進まない状況です。また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることを言います。こういう幼児、児童に対する適切な指導及び必要な支援はなされているのか伺います。

2つ目に、福祉避難所について、災害時に開設し、障害者や高齢者を受け入れる福祉避難所は、1995年の阪神大震災を機に必要性が確認され、2007年の能登半島地震で国内で初めて開設されました。避難所となり得るのは、特別養護老人ホームや公共施設、国は自治体に平時から対象者や利用できる施設を把握し、避難所を事前に規定するように求めています。積丹町には地域密着型特別養護老人ホームゆりりがあります。協定をどのように考えているのか伺います。

松井町長答弁

1点目の場面緘黙、言語障害についてのご質問ですが、場面緘黙と言語障害とは、厚生労働省が所管する発達障害者支援法と同法の関連通達により発達障害の分類に含まれる障害とされています。場面緘黙は、言語理

解、発言などの言語能力は正常であるにもかかわらず、一部の生活場面で沈黙してしまうような症状をいい、保育所入園や小学校入学によって初めて気づくことも多く、親から離れる不安や緊張、周囲から指示されるなどの抵抗が原因とも言われており、また言語障害につきましては聴覚障害や構音障害、言語中枢障害、失語症とも言われておりますが、これらの身体機能の障害等が原因とされており、子供の場合は神経疾患や発達、発育の遅れでも見られることがあると言われています。

そうした発達障害のある幼児、児童に対する適切な指導及び必要な支援がされているのかとのご質問ですが、発達障害者支援法では市町村は母子保健法に規定する健康診査を実施するに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならぬこと。また、市町村は児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童の保護者に対し都道府県が確保した医療機関、その他の機関を紹介し、または助言を行うものとする市町村の責務が規定されており。このことから、当

町におきましては発達障害の早期発見のため、幼児期では母子保健法の規定により実施しております乳幼児健診（乳児、1歳児半、3歳児健診）にあわせて当町の独自施策としての5歳児健診の実施や、小学校入学前の就学時健診を実施しています。特にご指摘の場面緘黙につきましてはそうした健診時は保護者が同伴するということもあり、その症状の見きわめが極めて難しいことが多く、学校や保育所での発見が多いという特性もあるため、保健師、保育士、教育委員会、学校現場が必要に応じて協議の場を設け、早期発見に努めているところです。

また、発見または異常が疑われる場合の支援対策についてであります。子供の保護者からの相談に保健師を中心に指導、助言等の対応をしております。また、1つには医療的な治療や指導、訓練等を行う医療機関の紹介。2つには、北後志管内で余市沢町小学校と古平小学校に開設されている通級指導教室、ことばと学びの教室への通級指導の紹介。3つは北後志管内町村で運営している北後志母子通園センターが行っている児童デ

イサービスの紹介。4つ目は北海道中央児童相談所が実施する巡回児童相談への紹介。5点目は道立余市養護学校での教育相談の紹介などについて、その手続等の支援を行っております。

また、場面緘黙また言語障害などの障害を持つ就学児童に関する教育におきましては、その児童の障害の状況や程度に応じて、その児童にとって最も適切な場で教育を受けることが大切です。その適切な教育とは、具体的には文部科学省が所管する学校教育法など法令により、緘黙及び言語障害については障害の程度に応じて特別支援学級または通級指導教室で学ぶこととなります。現在緘黙及び言語障害に関しまして、本町におきましては特別支援学級に該当する児童生徒がいないことから、設置されていません。また、通級指導教室についても教員の配置数の関係から設置されておきませんが、古平小学校に設置されている通級指導学級、ことばと学びの教室に複数名の児童が放課後に通級して指導を受けております。

なお、こうした児童生徒の保護者に対する支援制度についてであ

りますが、特別支援学級に在籍する児童の保護者並びに通級指導を受ける保護者に対しては、その収入状況により制限がありますが、学用品費や修学旅行費、もしくは通学費などに要する経費が国と市町村から保護者の経済的負担軽減措置として支援が行われることになっていきますが、現時点ではいずれもその要件を満たして支給対象になっている方がいない状況です。

いずれにしても、こうした障害のある乳幼児や児童生徒につきましましては、早期発見、早期対応が重要でありますことから、町では関係課あるいは教育委員会等のほか、道や広域関係機関と連携して、適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目の福祉避難所につきましては、災害対策基本法49条の7、指定避難所の指定において政令で定める基準に適合する公共施設、その他の施設を指定避難所として指定しなければならぬと規定されております。また、災害対策基本法施行令第26条の6第5号、指定避難所の基準においては要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める

基準に適合するものであることと定められております。そこで、内閣府令で定める基準とは、災害対策基本法施行規則第1条の9におきまして、1つには要配慮者、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する方々の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、2つには災害が発生した場合において要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、3つには災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可



▲地域密着型特別養護老人ホームゆうり

能な限り確保されていることと定められております。しかし、これらの基準を定める国の法整備に当たりましては、阪神大震災によりその必要性が報告され、その後能登地震で一定の成果が認められ、東日本大震災でその重要性が再認識されてきた経緯にあります。国ではそうした経緯を踏まえて平成25年に災害対策基本法を改正し、福祉避難所の指定、生活相談への配慮などの基準を規定したところです。

議員からは、本件に関連したご質問を平成26年第4回町議会定例会にもいただいております。その際私からは、当時の福祉避難所に関する状況につきまして、福祉避難所として指定している施設はなにか、避難所で特別な配慮を必要とする高齢者や障害者などの要配慮者の方々には同じ避難所の中でも別室を設けるなどの配慮を想定していること、入院や施設入所が必要な方々については必要な対応を図るべく関係機関との連絡調整に当たりたいことなどの状況にあることをお答えさせていただきましたが、当町におきましてはその後福祉避難所としての指定は

行っていない状況にあります。そのことにつきましては、本年4月、特に熊本地震が発生して災害対策本部となるべき庁舎が倒壊し、使用できなくなるなど新たな課題も出ています。再度福祉避難所の指定や運営のあり方についての課題が生じてきているためと考えております。今回の熊本地震は、被災地が広域だったことで支援施設が確保できなかったことや平時においても入所者や利用者の世話で人員に余裕がない中で、施設職員自信も被災しており、要援護避難者とその家族への対応は極めて難しい実情があったことなどの教訓からすれば、異なる災害の種類とその事象に応じたより有効な機能を発揮できる福祉避難所の実現には、単に施設があるからというにとだけで福祉避難所としての指定にとどまらない多様な課題の想定、また想定課題の克服、解決への検討がますます必要となっているのではないかと痛感しています。

ゆうりとの福祉避難所の協定についてであります。協定につきましては内閣府が今年4月に改定した福祉避難所の確保・運営ガイドラインで示す福祉避難所の対

象者となる方々の人数、現況の把握、福祉避難所として利用可能な施設の把握、指定などといった項目に沿って検討しますと、ゆるりには耐震性が確保されていること、バリアフリー化されていることなど、福祉避難所となり得る当町にとっては貴重な民間施設であると考えられます。今後よい福祉会と入所者とその方々を介助される職員の状況や受け入れスペースの確保、災害発生時における職員以外の支援人材確保、移送手段の確保、さらには災害時に町民や町外からの人的支援の可能性など多様な課題について施設現場の職員の方々も含めて積極的に意見交換を重ねることを通して前向きな結論に至るのではないかと考えております。町としてはそのような結論を導き得るように努力していかなければならないと考えているところです。

再質問

場面緘黙の経過は、子供によって異なると言われていますが、効果的な教育的介入によって、一、二年で克服することもあると言われています。また長い間治らない例は余りありませんが、

効果的な教育的介入を行わないと幼稚園、小学校、中学校、高校、成人まで継続する例もあるとも言われています。早期に適切な教育的介入が必要と考えられます。一般的に2歳から5歳の間に発症し、多くの場合6歳から8歳になるまで診断や治療はほとんど行われていないのが現状のようです。これは、患者に対する理解度の不足などにより単なる引っ込み思案といった性格的原因との区別がつきにくいからです。厚生労働省の調査では、小学校低学年では全体の2%が病状を持っているというデータも出ております。また、性別では女の子のほうが男の子より1・5倍から2倍の割合となっています。また、言語障害については、通常の学級の子供たちとの日常のかわりが一番大切で、そのため障害の理解、啓発に関する取り組みが必要だと考えられます。例えば通級する場合には、行ってらっしゃい、どうだったなどのさりげない問いかけが気楽に通級できる雰囲気をつくることにつながるのではないのでしょうか。支援には、教育的支援、経済的支援、心の支援があると思いますが、人とのコミ

ュニケーションが一番大事なことでないかと考えます。障害のある児童、園児、生徒の保護者に対して子供の発達段階や障害に配慮した治療のあり方、遊びの工夫等について早期から教育相談が必要ではないかと思われますので、教育、福祉、医療とも連携し、乳幼児から学校卒業まで一貫した障害のある子供と保護者に対する相談支援等整備の充実を図っていただきたいと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

町長再答弁

場面緘黙あるいは言語障害につきましては、それぞれの成長過程に応じて教育指導、あるいは経済的、助言等の必要性につきましましては、現在もその早期発見に努め、その対応に努めています。

なお、今後の一貫的な体制整備の必要性についてであります。専門職員の配置等の必要性も生じることであり、一つの町村がその全てを担うことは非常に難しい現状にあると思っております。先ほども申し上げましたように町教育委員会関係課職員、あるいは道や広域関係機関と連携して対応して

いかなければなりません。例えば北海道においても北海道心身障害者総合相談所が札幌にあり、また、しりべし圏域総合支援センター、北後志地域自立支援協議会子供支援専門部会等が余市町にあり、それぞれ保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、あるいは児童福祉司、教職員等々がその事務に携わっておりますので、当町の関係専門職員についても少しでも知識、技能を深める研修派遣などについても考慮していかなければならないと考えています。

再々質問

福祉避難所について、政府調査検討会の公表した津波の波高と最短到着時間ですが、積丹町では平地最大波高4・3メートル、海岸線最大波高14・9メートル、津波到着時間最短値13分となっております。想定を超える津波規模、原子力災害情報収集、意思決定や指示、調整機能を一元化し、地震、津波などの自然災害と原子力災害の複合災害に対しても行政も避難体制の見直しが必要と考えられます。

道によると、道内179市町村のうち4月末現在では61自治体が

一カ所も指定していないというデータもあります。福祉避難所の候補があっても設備が不十分、人員の確保ができないなどと指定に至らない理由だといえます。道保健福祉部は、物資や機材は社会福祉法人と協定を結び、開設時に提供してもらう方法もありますが、ただ協定を結ぶだけでは災害時に実際に対応するのは難しい。国の方針では、市町村は住民の避難訓練だけではなく、幅広い関係者が参加する実践型の訓練を行うこととしていますが、部屋の割り振りなど机上ではわからないことも多く、いざというときは具体的に動けない、関係者を含め日ごろから訓練を重ねることが重要ではないかと思われまます。また、答弁とも重複

するところがあると思いますが、熊本地震では福祉避難所に一般の避難者が殺到して現場が混乱したり、必要な人へ情報が届かなかつたりという課題も浮かび上がってきています。住民の避難所、福祉避難所の周知も十分とは言えないところもあります。前段でも申しましたが、災害が起きた場合ですが、情報収集や意思決定や指示、調整機能を徹底し、通報すること

が一番大事ではないかと思われまます。また、地域住民が知識を持っていれば要配慮者を避難所または福祉避難所へ誘導したり、声をかけ合ったりと援助役になってくれると思います。町内会などの関係機関を通じ、広く知らせることが大事だと思いますが、町長の見解をお願いいたします。

町長再々答弁

福祉避難所の必要性につきましては、この自治体におきましてはその必要性は十分痛感しながらも、その条件を満たす福祉避難所の協定までには至っていないのが現状ではないかと思っております。今後日本海地域津波浸水予想の見直しが公表される予定や原子力災害を踏まえた防災計画全体の見直し等も生じてきます。熊本地震のような状況を踏まえた福祉避難所のあり方の必要性は、一層重要性が増してくるということについてはご指摘のとおりです。特に避難所として指定した後、災害の種類に応じた運営体制が非常に混乱した状況下で円滑にできるかどうかという点については、私は訓練を重ねることもさることながら、十分地域の住民

の皆さん等を含めて意見交換した中でさまざまな選択肢等を考慮しながら、利用する避難者の立場に立った実践的な計画づくりが必要ではないかと考えております。そのためには非常に時間もかかると思っております。もちろん、十勝方面で今河川氾濫による水害等であのような状況にもあるわけでありまますので、河川氾濫を踏まえた対策等も考えたとすれば、まますま

議会の主な動き

九月

8日 自由民主党北海道第四選挙区支部移動政調会 余市町（佐藤議長）

9日 議会運営委員会

13日 第3回積丹町議会定例会（第1日目）

14日 第3回積丹町議会定例会（第2日目）

〃日 議会全員協議会

15日 積丹町敬老会（佐藤議長・田村副議長・佐藤（晃）議員・笹山議員・岩本議員・海田議員・葛西議員・山本議員・松尾議員）

十月

4日 町外事業者による小型風力発電施設設置計画及び地方創生関連事業計画の推進状況に係る懇親会（佐藤議長・田村副議長・佐藤（晃）議員・笹山議員・岩本議員・海田議員・葛西議員・山本議員・松尾議員）

14日 高知県香美市訪問（佐藤（晃）議員・笹山議員・海田議員）

25日 北しりべし廃棄物処理広域連合第2回定例会及び議会全員協議会

小樽市（田村副議長）

十一月

22日 広報編集特別委員会

す複合災害に対応した避難計画、福祉避難所のあり方は難しさを増してくると思っております。町政報告でも申し上げたように住民避難や災害情報伝達のあり方、また施設の巡回方法や管理方法等々今後の当町の防災対策に役立てる被災地の事例情報の収集に努めることにより、今後の避難計画の見直し等に生かしてまいりたいと考えています。

議会全員協議会

9月14日、議会全員協議会を開催し町外事業者による小型風力発電施設設置計画の概要について協議した。

この日、東京都にある一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会から、風力による発電事業を行うため、町有地の賃貸借の協力要請があることや適地調査結果による建設候補地等について説明があり、町では、災害時の非常用電源の確保や自主財源の確保、地域振興への貢献、更には、住民生活環境への影響、景観への配慮等、様々な観点から検討したうえで、特に公益性を損なう問題がなく、かつ公有財産の管理上も特別の支障が認められない場合には、当該事業者の要請に応えたいとしています。

主たる質疑・応答の要旨をお知らせいたします。

笹山議員

北電の送電線を借りて売電することになると思いますが、その電気を使う消費者の再生エネルギー使用分としての負担もあることもご存知だと思いますが、その辺をもう少し説明して下さい。

加藤企画課長

非常に小型で発電量も小さいものですので、急に料金が上がるものではないと思いますが、北海道全体としては、再生可能エネルギー使用分に多少は影響があるのではないかと思いますけれども、町としては、1つの財源確保や地域の振興の期待も含めて町有地を貸して推進していく方向で考えています。

佐藤晃議員

調査結果適地が4箇所と記載されていますが、何基設置するのですか。

加藤企画課長

どこに何基ということまで結論は出ていませんが、4基程度設置したいということです。

佐藤晃議員

小型風力発電施設設置のデメリットですが、例えば騒音、低周波による頭痛など健康被害というものは、この資料ではほばないものであると書いているのですが、少しでもあるのですか。

加藤企画課長

このような小型設備はこういった調査が義務付けられていない点があります。騒音については、非常にわかりにくい表現なのですが、図書館の中と同じぐらいという説明を受けています。

佐藤晃議員

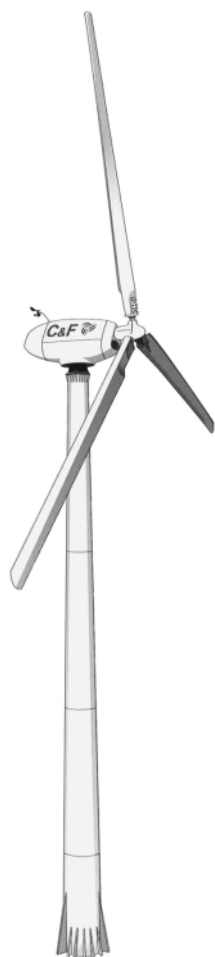
例えば、適地として示されている野塚小学校周辺、ここは子どもたちがいるのですよ。2基、3基建てるのとしたら障害等はあるのですか。

加藤企画課長

野塚小学校のグラウンドの一番町側のほうが風の状態がいいというお話でした。学校から大分離れていますし、子どもたちの生活に影響があるとは思いませんが、騒音はないと思います。

佐藤晃議員

地域の意見を聞いたり、説明をしてからでも遅くないですか。



◇検討されている風力発電設備仕様

ローター直径	13.1m
支柱高さ	20m
最大出力	19.5 kw
年間出力@風速 5 m/s	43,799 kw
規格風速	9.0m/s
最低稼動風力	2.2m/s
上限稼動風力	25m/s
最大許容風力	70m/s
炭酸ガス抑制値	26～30トン/年
騒音値	45 dBA
最大回転数	75回転/分
設置工法	自立式油圧シリンダー

いのではないかと。何か急いでいるような説明ですが、我々も課長も、もう少し勉強しなければならぬ。

加藤企画課長

実際設置するとなれば、事業者に来ていただき住民説明会等開催したいと考えています。事業者の希望では、来年度以降、固定価格買取制度の価格が下がる可能性もあるので、できれ

ば今年度中に建設しなくても経済産業省の申請許可までやりたいということです。

山本議員

非常時・災害時に電源が確保できるということですが、果たしてできるのですか。北電の電気が止まると自動的にこの発電も送電線に乗っていかないですよ。それと昔からこの風力発電の健康被害というものが新聞等々にも出ていますが、小型で図書館にいたる程度の騒音とのことですが本当にそうなのですか。また、景観的にどうなのかと思います。道内での事例があれば一度視察したいし、できれば地域で話し合いをしながら進めてほしい。

加藤企画課長

事業者からは健康被害はないと聞いています。それから災害時に電気が供給できるかについては、できるというお話です。景勝地の問題については、地域や各産業団体の意見も聞いた中で判断していきたいと考えています。

葛西議員

風力発電で町の活性化に繋げたいという考えはよくわかります。でもまだまだ検討しなければならぬ問題ではないかと考えます。

加藤企画課長

実際に建っているところがあれば現地を視察し、どの程度の騒音があるのか見てみるのが一番いいと思いますし、事業者も要請があれば議会や地域で説明したいと言っています。

笹山議員

この仕様書でカットアウト25メートル、これは風速ではないかと思いますが、25メートル以上風が吹いたら止められるのですか。

加藤企画課長

事業者のほうに確認したいと思います。

松井町長

地元説明会については当然やっていかなければならないと思っています。健康被害の関係については、非常に難しい問題だと思っていますが、仮に設置するにしてもできるだけ住家から離れた場所にするなどの配慮は必要だと思っています。

今日、ご意見を頂戴しましたから、そのうえで早い機会に事業者から直接説明をいただき、疑問点に答えていただくことが大事ではないかと思っています。最終的に町有地の貸付契約の場合は、議会にも契約書案をお示しして、再度ご意見をいただく機会を設けさせていたいただきたいと思います。

議 会 一 口 メ モ

議長の発言

議長は、会議の主宰者として、議会運営上、議事進行上及び秩序保持上必要と認める発言は、いつでもできる。たとえば、開閉の宣言、質疑、討論、採決に入る旨などの審議段階に関する宣言、表決の結果の宣告など表決に関する宣告、発言に対する注意などの秩序保持のための発言、それに動議の提出（議長発議という）その他議会運営上必要と認められる事項の諸報告などが挙げられる。

議長の発議については、会議規則で定めているものがあるが、会議規則で別段の定めがない場合でも発議をすることができる。たとえば、「会期の決定に関する発議」などが挙げられる。この議長発議は、賛成者を要しないで、議長は直ちに議題とすることができ。

また、議長は、議員として発言する場合もある。この場合は、議長席を副議長と交替し、自分の議席について発言し、発言が終わった後、議長席に復するのであるが、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(H28年9月～H28年11月22日)

○出席・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏 名	項 目	年月日
佐藤盛男	松尾大樹	山本俊三	葛西敏夫	海田一時	岩本幹兒	笹山義治	佐藤晃	田村雄一			
○	△	○	×	○	○	△	○	△	議 会 運 営 員 会		H28. 9. 9
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第 3 回 定 例 会 (一日目)		H28. 9. 13
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第 3 回 定 例 会 (二日目)		H28. 9. 14
○	○	○	○	○	○	○	○	○	議 会 全 員 協 議 会		H28. 9. 14
○	△	○	○	△	△	○	○	○	広 報 編 集 特 別 委 員 会		H28. 11. 22

編集後記

今年も残すところ1ヶ月となりました。

振り替ってみますと今年も災害の多い年となりました。4月には熊本県地震、8月には北海道へ3つの台風が次々に上陸し、4つ目の台風が急接近し、10月には鳥取県地震がありました。とりわけ、北海道にきた4つの台風の影響は大きく十勝、上川等で広範囲にわたって河川の氾濫や橋の流失が相次ぎJR、道路が壊滅状態となりました。

農林水産業、公共土木施設等過去最大の被害額と報道のあったところです。

犠牲になられた方々にお悔やみ申し上げるとともに、被害に遭われた全ての方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

来年こそは、穏やかで災害のない年になることを期待しまして今年、最後の編集後記とします。
来年もよろしく願います。

(晃)

委員長 葛西敏夫
副委員長 笹山義治
委員 田村雄一
佐藤俊三
山本俊三